

(一五九二)

二 (天正十九年カ)三月 館林藩主榊原康政より龍興寺あて禁

制〔C〕

追而、御寺中狼籍ろうげき之」人候者、搦捕可からめとりレ有ニ披露ニ候

於ニ寺中一、狗いぬ・鶏なととり」参候而狼籍之事、「樹木其外竹木之事、」
誰ニも被レ遣間敷候、「我等ハ敢堀取候事あえて(掘)」有ましく候、為レ其申述
候

榊(榊原式部大輔)
式太

(天正十九年カ)
三月一日

康政(花押)

龍興寺